

訪問看護ステーションすずかけ

重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 当事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションすずかけ
所在地	青森市里見2丁目13番1号
電話番号	017-761-1100
FAX 番号	017-761-1112
介護保険事業所番号	0260190012
サービス実施地域	青森市内一円

2. 職員体制

職種(資格)	常勤(専従)	常勤(兼務)	業務内容
管理者 (看護師)		1人	訪問看護の提供および事業所の管理
訪問看護 (看護師・准看護師)	2人以上		訪問看護の提供
リハビリ (PT・OT・ST)		若干名	訪問看護の提供 (リハビリテーション)

*看護職員は常勤換算方式で2.5人以上確保とし、またリハビリスタッフは必要に応じて配置する

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日です。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までです。ただし、土曜日は午前8時30分から正午までです。
- (3) 緊急時等は営業時間以外でも、電話等により24時間常時受付ができます。相談の上、上記以外でも訪問を実施することがあります。

4. 運営の方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- (4) 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- (5) 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (6) (介護予防) 訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (7) (介護予防) 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

- (8) 前7項のほか「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号）」、「青森市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第9号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

5. 訪問看護サービスの内容

- (1) バイタルサイン・病状・障害の観察と対応
- (2) 清拭・洗髪等による身体清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の支援
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 医療器具装着等医師の指示による医療処置
- (10) ターミナルケア
- (11) 緊急時訪問看護
- (12) 社会資源活用の提案
- (13) 家族支援

6. 利用料金

- (1) 利用料は別表によります。
- (2) 支払いは毎月10日頃までに前月分の利用料を現金集金しています。
- (3) 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- (4) 交通費は徴収しません。

7. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始 まずは、電話等で申し込んでください。当事業所の職員が伺います。
 - ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員又は、地域包括支援センターと相談してください。
- (2) サービスの終了
 - ①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する7日前までに申し出てください。
 - ②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事由によりサービスの提供を終了する場合は、1か月前までに口頭で伝え、更に終了7日前までに文書で通知します。
 - ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので相談してください。）
 - ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者や家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等は禁止しております。
- ・利用者や家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

例) 当事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

上記により契約を解除する場合、当事業所は居宅介護支援事業所または保険者である市区町村と連携をとり、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を講じます。

8. 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 大澤 まき子

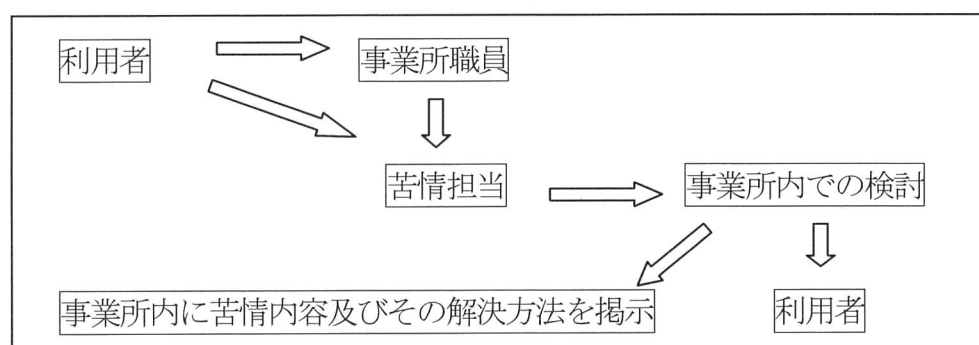
電話/FAX 017-761-1100 / 017-761-1112

受付日 月～土 (ただし祝日、12月29日～1月3日を除く)

時間 月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:00

※担当者が不在の場合でも、職員が受け付けいたします。

(2) 苦情処理フロー



(3) 当事業所以外の苦情窓口

当事業所以外に、市町村または青森県国民健康保険団体連合会の「相談・苦情窓口」に苦情を伝えることができます。

青森市介護保険課

017-734-5257

青森県国民健康保険団体連合会

017-723-1336

9. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

10. 虐待防止の措置について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
 - ③その他虐待防止の為に必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 衛生管理について

- (1) 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に、対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
介護支援専門員等	事業所名			
	連絡先		電話番号	
家族	氏名		氏名	
	連絡先		連絡先	
	電話番号		電話番号	

13. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する(介護予防)訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 秘密の保持について

当事業所の従業者及び従業者であったものは、正当な理由がなく利用者及び家族の秘密を漏らしません。又、職員である間及び退職した場合にあっても利用者及び家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則に定めています。

また、利用者又は家族に関する個人情報の利用目的を別記1のように定め、適切に扱います。利用者及び家族の情報を提供する場合には、あらかじめ文書による同意を得てから行います。

16. ハラスメント防止について

当事業所では、職場におけるハラスメント対策として相談窓口の設置、研修等の周知・啓発活動等の取組を行い、職員の安全な労働環境の確保を目指します。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として容認しません。対象は当事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族となります。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に添わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

訪問看護料金表

・介護保険による訪問看護

基本利用料（1回につき）要介護の方

負担割合	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1割	314円	471円	823円	1128円
2割	628円	942円	1646円	2256円
3割	942円	1413円	2469円	3384円

基本利用料（1回につき）要支援の方

負担割合	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1割	303円	451円	794円	1090円
2割	606円	902円	1588円	2180円
3割	909円	1353円	2382円	3270円

※准看護師が訪問した場合、基本料金の10%減算

- ・基本料金に対してサービス提供時間が早朝(6:00~8:00)、夜間(18:00~22:00)の時間帯は25%増し、深夜(22:00~6:00)の時間帯は50%増しとなります。

その他加算

緊急時訪問看護加算（1月につき）

緊急訪問看護加算（Ⅰ）	1割	600円	1. 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合 2. 緊急訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われている場合 (Ⅰ) 1 2 いずれも適合する場合 (Ⅱ) 1 に該当する場合
	2割	1200円	
	3割	1800円	
緊急訪問看護加算（Ⅱ）	1割	574円	
	2割	1148円	
	3割	1722円	

特別管理加算Ⅰ（1月につき）

1割	500円	胃チューブ留置(経鼻・胃瘻)、腹膜透析、気管切開、気管カニューレ(永久気管孔を含む)、膀胱留置カテーテル、PTCDなど(種々ドレインなどの留置)、輸液用ポート、数日間継続的に行っているサーフローによる点滴等 ※以上の状態にある者に対し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合
2割	1000円	
3割	1500円	

特別管理加算Ⅱ（1月につき）

1割	250円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧疾患患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 ※以上の状態にある者に対し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合
2割	500円	
3割	750円	

長時間訪問看護加算（1回につき）

1割	300円	特別管理加算の対象利用者について、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合
2割	600円	
3割	900円	

複数名訪問看護加算Ⅰ（1回につき）

1割	254円	複数の看護師等が30分未満の訪問看護を行った場合	複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その利用者の状況から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
2割	508円		
3割	762円		
1割	402円	複数の看護師等が30分以上の訪問看護を行った場合	
2割	804円		
3割	1206円		

複数名訪問看護加算Ⅱ（1回につき）

1割	201円	看護師等が看護補助者と共に30分未満の訪問看護を行った場合	複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その利用者の状況から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
2割	402円		
3割	603円		
1割	317円	看護師等が看護補助者と共に30分以上の訪問看護を行った場合	
2割	634円		
3割	951円		

ターミナルケア加算（死亡月につき、要介護の方のみ）

1割	2500円	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
2割	5000円	
3割	7500円	

初回加算Ⅰ（1月につき）

1割	350円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合 ※過去2か月間において訪問看護の提供をうけていない場合（医療保険の訪問看護を含む）
2割	700円	
3割	1050円	

初回加算Ⅱ（1月につき）

1割	300円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合 ※過去2か月間において訪問看護の提供をうけていない場合（医療保険の訪問看護を含む）
2割	600円	
3割	900円	

退院時共同指導加算（1回につき）

1割	600円	病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所中の方が退院または退所するに当たり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回（特別な管理を要する方である場合は2回）に限り算定する
2割	1200円	
3割	1800円	

看護・介護職員連携強化加算（1月につき、要介護の方のみ）

1割	250円	たん吸引等特定行為業務の登録を受けた訪問介護事業所と連携して、訪問介護事業所の訪問介護員がその事業所の利用者に対し行う特定行為業務を円滑に行うため支援した場合
2割	500円	
3割	750円	

※支給限度額を超えるサービスおよび保険対象外サービスは全額自己負担となります

・医療保険による訪問看護

保険種別	基本利用料	その他
後期高齢者(75歳以上)	所得により1~3割	・日用品費等 実費 (ガーゼ、テープ、オムツ等の衛生材料)
高齢受給者(70~74歳)	所得により1~3割	
一般(70歳未満)	3割負担	

基本療養費

週3日目まで	5550円
週4日目以降	6550円

管理療養費

月の初日	7670円	
2日目以降(1日につき)	イ 3000円 ロ 2500円	イ 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割未満であって、下記に該当するもの ロ 訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割以上であること、又は当該割合が7割未満であって、下記に該当しないもの 【特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の方及び別表第8に掲げる方に対する訪問看護について相当な実績を有すること】

その他加算

24時間対応体制加算	イ 6800円 ロ 6520円	利用者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制にある場合 イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 ロ イ以外の場合
特別管理加算	5000円 2500円	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している
緊急訪問看護加算	イ 2650円 ロ 2000円	利用者又はその家族等の求めに応じて、主治医の指示に基づき、看護師等が緊急に計画外の訪問看護を提供した場合 イ 月14日目まで ロ 月15日目以降
夜間・早朝訪問看護加算	2100円	夜間：午後6時~午後10時まで、早朝：午前6時~午前8時まで
深夜訪問看護加算	4200円	深夜：午後10時~午前6時
複数名訪問看護加算 (看護師2人) (看護師と准看護師)	4500円 3800円	①厚生労働大臣が定める疾病等の方 ②特月管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている方 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方 ⑤利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問かが語が困難と認められる方 ⑥その他利用者の状況から判断して①~⑤のいずれかに準ずると認められる方

難病等複数回訪問看護加算(1日2回) (1日3回)	4500円 8000円	厚生労働大臣が定める疾病等の者、特別管理加算の対象者もしくは特別訪問看護指示書が交付された場合
長時間訪問看護加算(90分以上)	5200円	特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方
ターミナルケア療養費	25000円	主治医との連携の下に、在宅での終末期の看護の提供を行った場合
退院支援指導加算	6000円	退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者へ、指導を行った場合

個人情報の利用目的

訪問看護ステーションすずかけでは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への、訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、利用者の個人情報の保護とお取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

<当訪問看護ステーションが保有する個人情報の利用目的>

当訪問看護ステーションは、訪問看護の申込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は、利用者・家族への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用します。

また、利用者の個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホーム等の介護保健施設入所時の照会への回答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届出及び照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出
- ・外部監査機関への情報提供
- ・学会、研究会等匿名での事例研究発表
- ・学生等の実習、研修への協力のため

訪問看護のサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

事業所 訪問看護ステーションすずかけ
青森市里見2丁目13番1号

担当者_____

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、その内容に対して同意いたします。また、別記1により説明を受けた利用目的に沿った個人情報の利用に関しては、サービス利用上必要であると認め、これを利用することに同意いたします。

<利用者>

住所

名前_____印

<代理人>

住所

名前_____印